



二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京まちおこし協会

三 代表者の氏名

三宅 諒

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区蒲田本町一丁目十二番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域の話題、地域在住の芸術家・飲食店等を紹介するフリーペーパーを作成・配布する事業を行い、地域住民がその地域の飲食店等を利用することにより、地域復興・地域経済の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人健康整体普及会

三 代表者の氏名

伊藤 道彦

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市桐田町千二百十四番地一 めじろ台ハイム七一二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に全体の施術を行うことにより人々の健康増進の手助けをする。  
また広く一般市民から募集をした人々に健康整体の手法を教えて、ボランティア健康整体施術者の育成を計る。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人ベンガル・エクスペリア日本事務局

三 代表者の氏名

藤田 基弘

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区京島一丁目一番一七〇三号 イーストコア曳舟一番館

五 定款に記載された目的

この法人は、バン格拉デューの貧困層(直接受益者)と、その支援団体(NPO・企業等)及び学術研究機関を間接受益者として、両者の連携向上に係る様々な支援策をバン格拉デューと日本の二国間で提供する。現地では直接受益者に対する一連の周知業務・間接受益者との橋渡し・交通手段や会議宿泊施設等の確保と各種イベント運営、日本では間接受益者の現地活動計画と実行支援(支援代行と損害保険を活用したリスクコンサルティングを含む)・PR活動を行う。PRにはシンポジウムや研修旅行等の純粋な交流活動と活動資金形成事業(同国アーティストの紹介販売・人材紹介業を通じた国内ベンガル人の職業能力開発と雇用機会拡充・営利活動を目的とする団体やプロジェクトへのコンサルティング・ホームページへの広告掲載等)が含まれる。以上を通じて同国で頻発するデモ等の障害に負けない「支援サステナビリティの形成と向上」に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本陽光桜交流協会

三 代表者の氏名

高岡 照海

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋茅場町二丁目十四番一号 第一井上ビル三〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く海外の国々及び日本国内を対象として、世界の鎮魂と平和を願って二十五年間の歳月をかけて開発した陽光桜を寄贈と植樹する事業によって、生活環境、自然環境の改善、ならびに地域の活性化、世界の人々と日本国民との交流や国際親善を促進するとともに、世界の平和友好に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

農の風景育成地区の指定について

農の風景育成地区指定運営要綱(平成二十三年七月十五日付二十三都市政令第百八十八号)第七条の規定に基づき、農の風景育成地区(以下「地区」という。)を指定したので、同要綱第九条の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十七年六月十日

一 申請者名

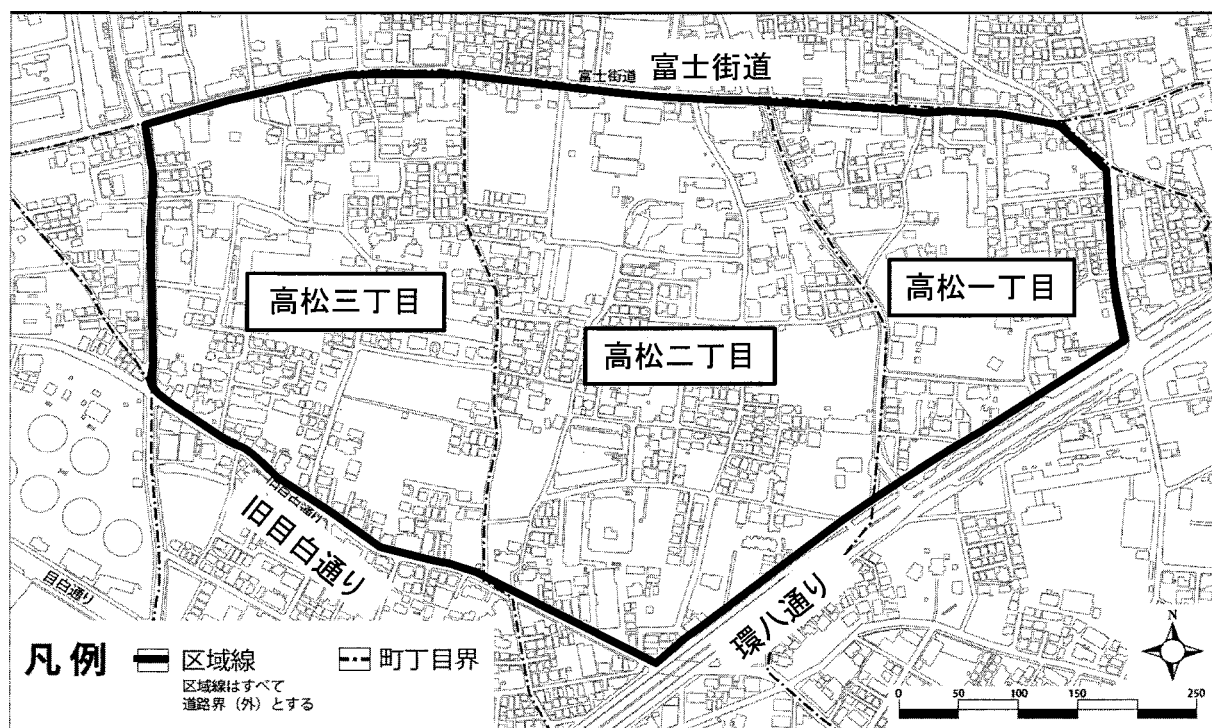
練馬区


東京都知事 舛 添 要 一


二 地区の名称、位置及び区域  
 第二号高松一・二・三丁目農の風景育成地区  
 練馬区高松一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一  
 部（別図のとおり）

三 指定年月日  
 平成二十七年六月一日

別  
 図  
 （区域図）



凡例  区域線  
 区域線はすべて道路界〔外〕とする

凡例  町丁目界

土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十八条第一項の規定による東京都計画事業篠崎駅東部土地区画整理審議会委員の選挙期日を、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第十九条の規定により、平成二十七年九月十三日と定めた。

なお、この選挙について同令第二十条の規定により作成する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年六月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 縦覧期間 平成二十七年七月十七日から同月三十日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を含む。)

二 縦覧場所 江戸川区篠崎町一丁目三十二番三号

東京都第一市街地整備事務所篠崎駅東部地区

三 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年六月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

青梅市新町五丁目三十一番六  
及び同番二十一から同番二十  
三まで  
青梅市藤橋一丁目四百十七  
番地十九  
有限会社大野ハウジング  
取締役 澤田 豊

羽村市玉川一丁目四千二百五  
十八番  
西東京市東伏見三丁目六番  
十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 山本 重穂

立川市柏町四丁目十八番三、  
同番十、同番二十一及び十九  
番三十二  
立川市砂川町二丁目五十九  
番地の三  
株式会社ムサシ田中企画  
代表取締役 田中 太

青梅市新町二丁目九番十七及  
び同番十八  
青梅市河辺町七丁目六番地  
の十九  
有限会社さくらホーム  
代表取締役 桜井 潤

羽村市羽中三丁目五百九十四  
番六、同番八、同番十一、同  
番十二、同番十四、同番十五、  
同番十七から同番二十二まで  
及び同番二十四から同番三十  
三まで  
青梅市河辺町五丁目二十二  
番地十六  
株式会社ランドクリエイト  
代表取締役 藤本 和彦

国立市大字青柳字甲州道中南  
三百六番一、同番一地先、同  
番二及び三百七番一  
国立市青柳三百六番地の一  
戸澤 勝

国立市富士見台四丁目五十番  
五、同番六、同番九及び同番  
十二  
府中市宮西町二丁目九番地  
の一  
東京通商株式会社  
代表取締役 塚口 智

土地改良区役員の就退任について

日野用水土地改良区理事長天野武雄から平成二十七年四月二十四日付けで役員の上退任届があったので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年六月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 退任

退任年月日 平成二十七年三月二十八日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 日野市栄町五丁目十六番地の三 奥住 武治 理事長

同 市栄町一丁目二十番地の六 小峯 勉

同 市日野本町四丁目十六番地の八 大野 幸二

同 市栄町五丁目二十番地の一 和田 洋介

同 市日野本町七丁目二番地の五 中村 春夫

同 市大字日野五百四十三番地 伊藤 英雄

同 市大字日野六千一 谷 一男

同 市栄町四丁目二番地の三十四栄コーポ二〇三 和田 守男

同 市栄町四丁目二十番地の九 福島 久夫

同 市栄町四丁目二十番地 原 久和

就任 就任年月日 平成二十七年三月二十九日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 日野市栄町二丁目二十九番地の九 天野 武雄 理事長

同 市大字日野六千一 谷 一男

同 市栄町四丁目二番地の三十四栄コーポ二〇三 和田 守男

同 市栄町四丁目二十番地の九 福島 久夫

同 市栄町四丁目二十番地 原 久和

六番地の七  
 監事 同 市日野本町六丁目 西野 正人  
 九番地の一  
 同右 同 市大字日野五百五 伊野 貴伸  
 十三番地

肥料検査成績の公表について

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十七年六月十日

東京都知事 外 添 要 一

平成27年4月分

特殊肥料の 指定名	生産（輸入又は 販売）届出業者	届出名 （商品名）	検査の結果							備考	
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N		水分 %
堆肥	公益財団法人 東京都農林水産振興 財団 東京都有機農 業堆肥センター	とうきょう元気堆肥	2.3	2.8	3.2	49	261	6.1	15	53.3	

- (注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。  
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量  
 C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量  
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
 公告する。

平成27年6月10日

東京都収用委員会

会長 池田 眞 朗

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、  
 地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏  
 名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考		
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都練馬区東大泉二丁目	1052番3	公衆用道路	3.30 m <sup>2</sup>	3.30 m <sup>2</sup>	3.30 m <sup>2</sup>	加藤博久	東京都練馬区三原台三丁目8番5号				

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
 公告する。

平成27年6月10日

- 東京都収用委員会  
 会長 池田 眞 朗
- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
  - 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
  - 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
  - 4 土地所有者の氏名及び住所
  - 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
  - 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日

別記のとおり

## 別記

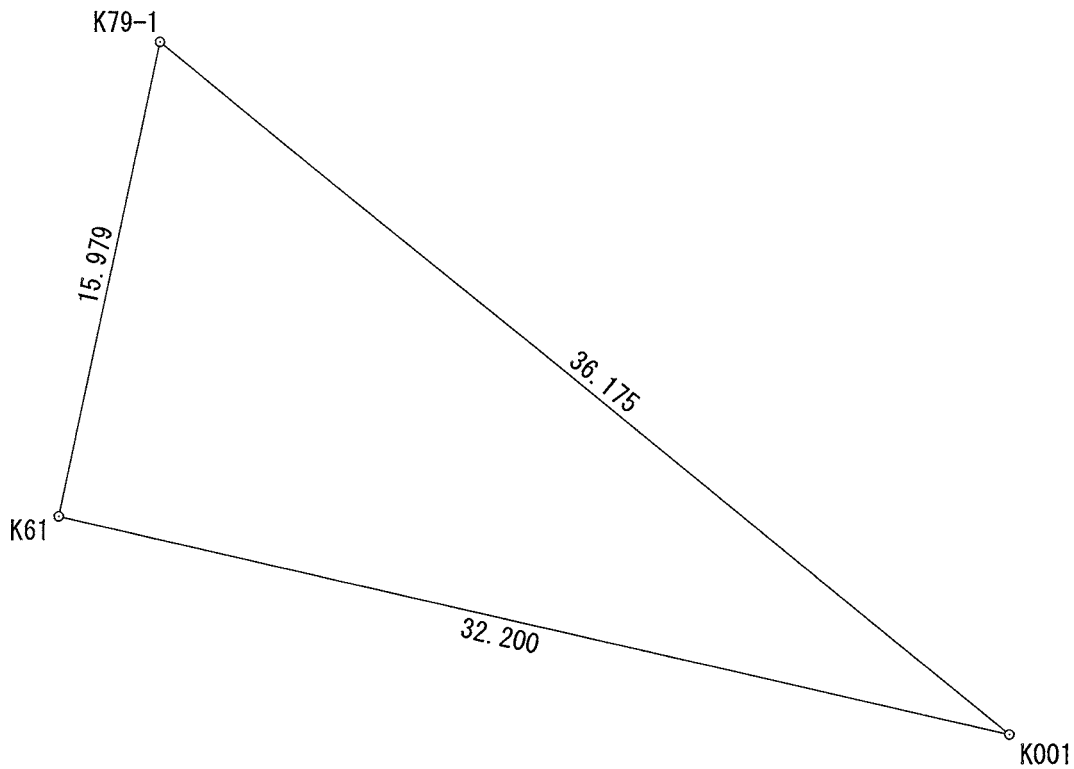
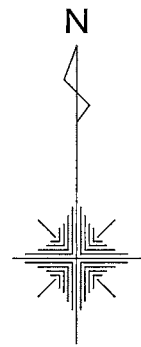
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考			
所在	地番	地目	登記簿上の地積	氏名	住所	氏名	住所				
東京都練馬区 東大泉二丁目	1053番1	宅地	330.57 m <sup>2</sup>	実測地積 257.25 m <sup>2</sup> 確定部分	収用しようとする土地 の面積 257.25 m <sup>2</sup> 確定部分	國府田桂一 (持分2分の1) 國府田弘子 (持分2分の1)	東京都練馬区 東大泉二丁目 27番18号 東京都練馬区 東大泉二丁目 27番18号	加藤憲明 (持分20分の6)	東京都練馬区 三原台三丁目 8番5号	所有権一部移 転仮登記上の 権利 平成20年1 月23日受付 第2058号	別図の とおり
						國府田桂一 (準共有持分 3分の2)	東京都練馬区 東大泉二丁目 27番18号	國府田桂一 (準共有持分 3分の1)	東京都練馬区 東大泉二丁目 27番18号	土地の使用貸 借による権利	
						伴秀樹 (準共有持分 5分の4)	東京都練馬区 東大泉二丁目 27番18号	伴奈津子 (準共有持分 5分の1)	東京都練馬区 東大泉二丁目 27番18号	土地の使用貸 借による権利	
						三井住友トラ スト保証株式 会社	東京都港区芝 三丁目33番1 号			抵当権 平成13年6 月1日受付 第26215号	

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区東大泉二丁目1053番1のうち

257.25平方メートル



単位：メートル

測点名	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> ) Y <sub>n</sub>
K79-1	-27070.630	-21226.714	-152704.980516
K61	-27086.261	-21230.035	484575.548875
K001	-27093.455	-21198.648	-331356.066888
倍面積			514.501471
面積			257.2507355
地積			257.25 m <sup>2</sup>



土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
 公告する。  
 平成27年6月10日 東京都収用委員会

会長 池田 眞 朗

1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社  
 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線  
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在)

地番、地目及び地積等  
 4 土地所有者の氏名及び住所  
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地

土地に關して権利を有する関係人

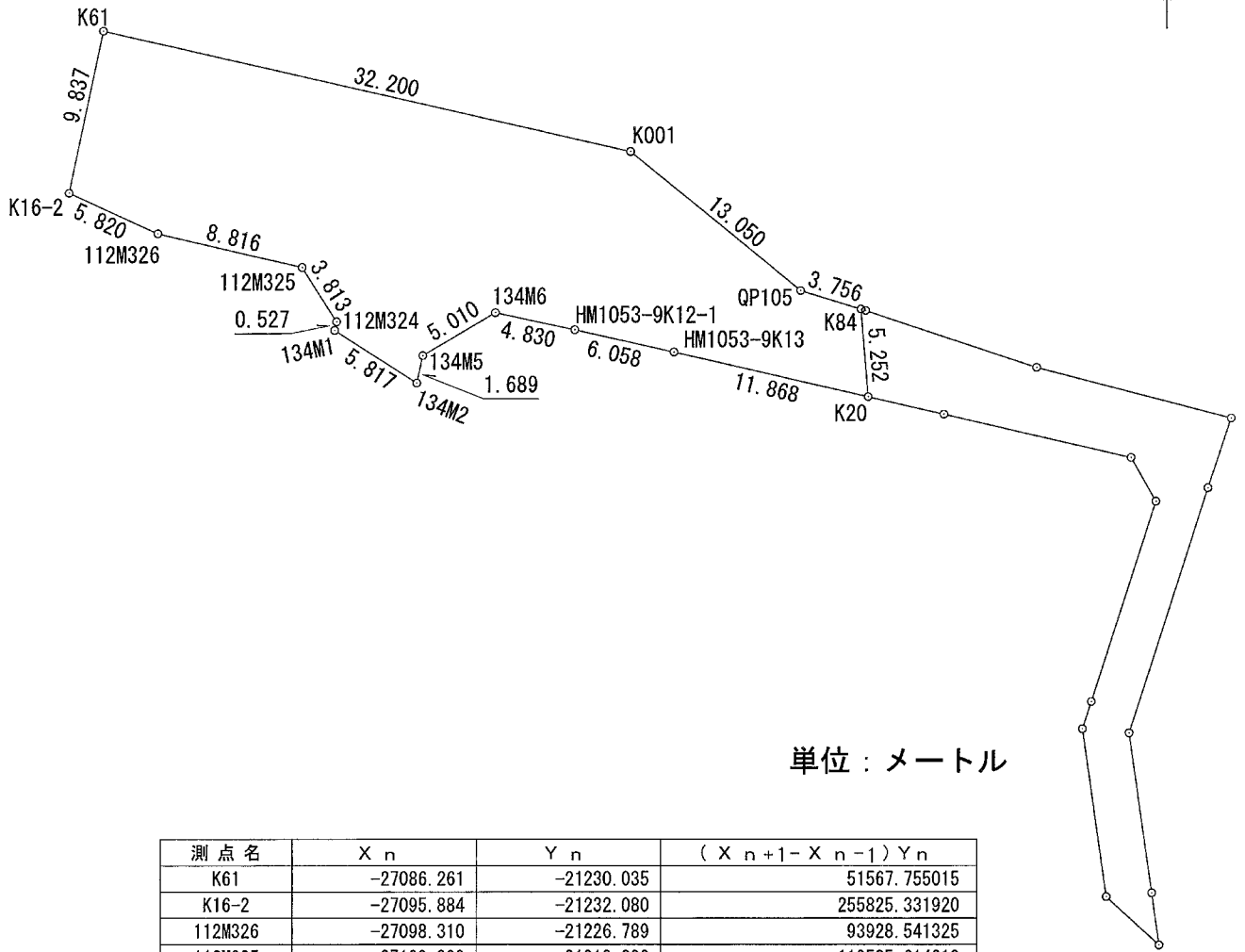
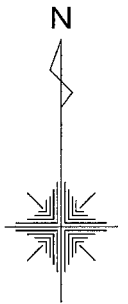
所在地番地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	備考	
東京都練馬区東大泉二丁目	1053番4	公衆用道路	1186 m <sup>2</sup>	670.41 m <sup>2</sup> 確定部分	502.45 m <sup>2</sup> 確定部分	加藤憲明	東京都練馬区三原台三丁目8番5号	國府田桂一 (所有権一部移転仮登記上の権利に係る持分20分の1) (土地の転使用貸借による権利に係る準共有持分3分の2)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号 所有権一部移転仮登記上の権利 平成20年1月23日 受付第2059号 土地の使用貸借による権利 土地の転使用貸借による権利	別図のとおり
				國府田弘子 (所有権一部移転仮登記上の権利に係る持分20分の1) (土地の転使用貸借による権利に係る準共有持分3分の1)	伴秀樹 (準共有持分5分の4)	伴奈津子 (準共有持分5分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号 東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	土地の転使用貸借による権利 土地の転使用貸借による権利		

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区東大泉二丁目1053番4のうち

502.45平方メートル



単位：メートル

測点名	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>
K61	-27086.261	-21230.035	51567.755015
K16-2	-27095.884	-21232.080	255825.331920
112M326	-27098.310	-21226.789	93928.541325
112M325	-27100.309	-21218.202	110525.614218
112M324	-27103.519	-21216.144	79030.136400
134M1	-27104.034	-21216.260	77821.241680
134M2	-27107.187	-21211.371	31880.690613
134M5	-27105.537	-21211.006	-89065.014194
134M6	-27102.988	-21206.692	-32531.065528
HM1053-9K12-1	-27104.003	-21201.969	49761.021243
HM1053-9K13	-27105.335	-21196.059	85186.961121
K20	-27108.022	-21184.499	-53978.103452
K84	-27102.787	-21184.931	-134164.168023
QP105	-27101.689	-21188.523	-197731.296636
K001	-27093.455	-21198.648	-327052.741344
		倍面積	1004.904358
		面積	502.4521790
		地積	502.45 m <sup>2</sup>

<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成27年6月10日 東京都収用委員会</p>		<p>会長 池田真朗</p> <p>1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在)</p>		<p>地番、地目及び地積等</p> <p>4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日</p>		別記のとおり
--	--	---	--	---	--	--------

別記				裁決手続の開始を決定した土地		土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	備考
東京都練馬区東大泉二丁目	1054番1	畑	267 m <sup>2</sup>	56.42 m <sup>2</sup>	56.42 m <sup>2</sup>	山村聡	東京都杉並区久我山五丁目5番18号				
	1055番3	山林	18	8.03	8.03						

<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成27年6月10日 東京都収用委員会</p>		<p>会長 池田真朗</p> <p>1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在)</p>		<p>地番、地目及び地積等</p> <p>4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日</p>		別記のとおり
--	--	---	--	---	--	--------

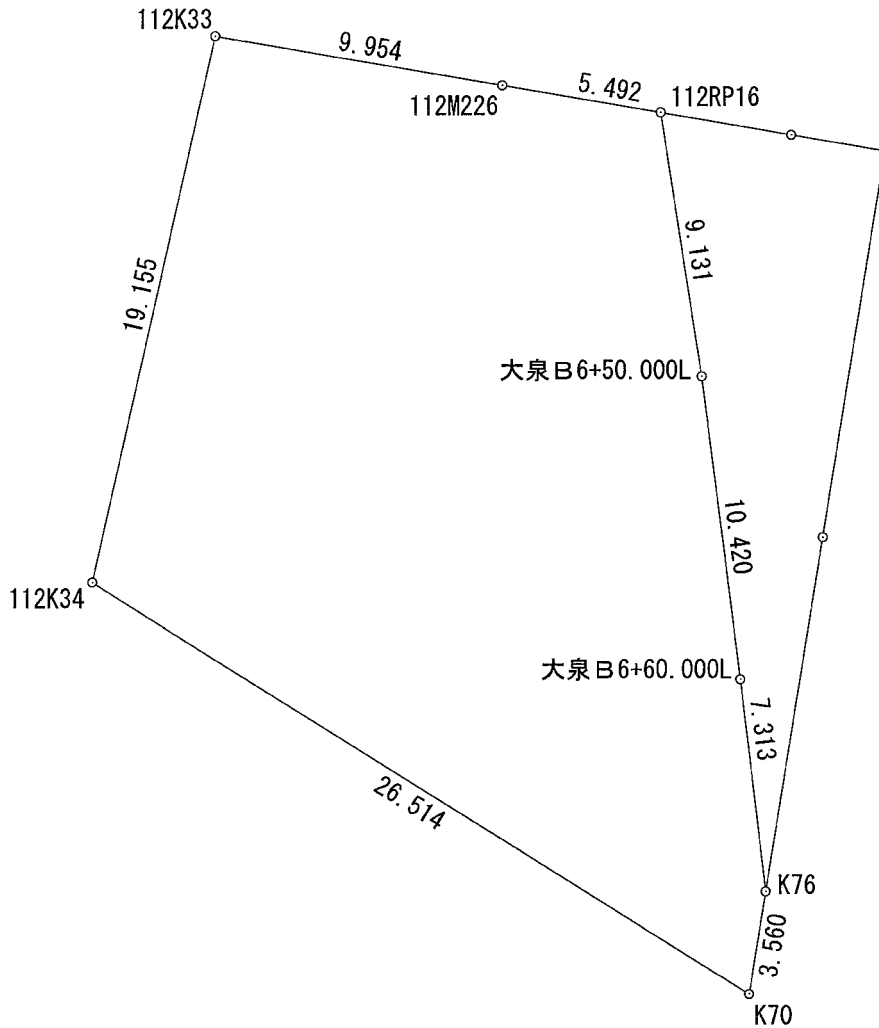
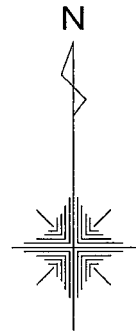
別記				裁決手続の開始を決定した土地		土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	備考
東京都練馬区東大泉二丁目	1056番1	畑	743 m <sup>2</sup>	578.67 m <sup>2</sup> 確定部分	481.62 m <sup>2</sup> 確定部分	山村聡	東京都杉並区久我山五丁目5番18号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区東大泉二丁目1056番1のうち

481.62平方メートル



単位：メートル

測点名	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> ) Y <sub>n</sub>
112K33	-27059.350	-21205.218	360213.038166
112K34	-27078.034	-21209.444	694885.013772
K70	-27092.113	-21186.976	223819.214464
K76	-27088.598	-21186.408	-228325.919016
大泉B6+60.000L	-27081.336	-21187.275	-372853.665450
大泉B6+50.000L	-27071.000	-21188.598	-410211.257280
112RP16	-27061.976	-21189.996	-210904.030188
112M226	-27061.047	-21195.409	-55659.144034
		倍面積	963.250434
		面積	481.6252170
		地積	481.62 m <sup>2</sup>

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
 公告する。  
 平成27年6月10日 東京都収用委員会

会長 池田 眞 朗

1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社  
 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線  
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、

地番、地目及び地積等  
 4 土地所有者の氏名及び住所  
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日

別記のとおり

別記

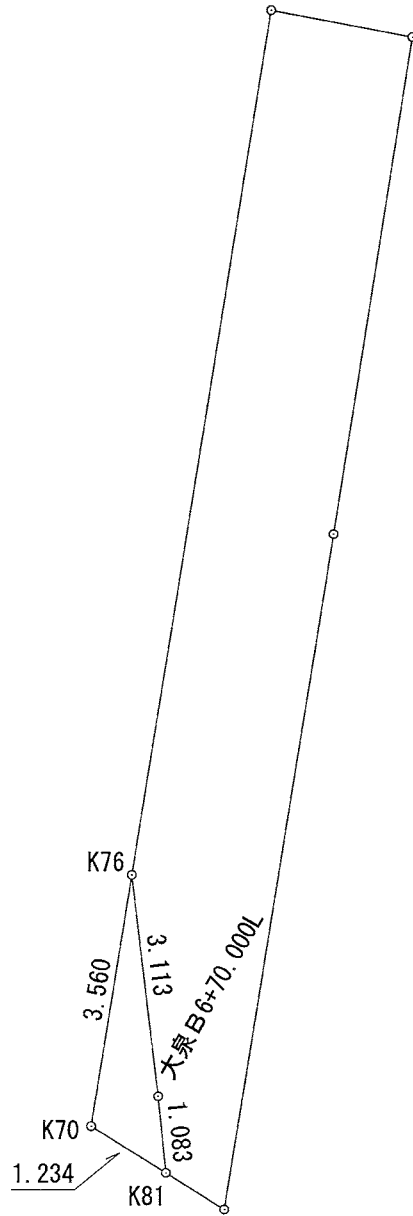
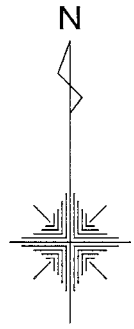
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考			
所 在	地 番	地 目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏 名	住 所	氏 名		住 所	権利の種類	
東京都練馬区東大泉二丁目	1056番50	宅地	53.09 m <sup>2</sup>	32.76 m <sup>2</sup> 確定部分	2.05 m <sup>2</sup> 確定部分	高田佳昭 (持分 5309分の1986)	東京都杉並区阿佐谷北四丁目10番22号 ヴェージュ阿佐ヶ谷 102					別図のとおり
						山村聡 (持分 5309分の903)	東京都杉並区久我山五丁目5番18号					
						益子孝子 (持分 5309分の2420)	東京都東大和市狭山五丁目1028番地の26					

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区東大泉二丁目1056番50のうち

2.05平方メートル



単位：メートル

測点名	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>
K76	-27088.598	-21186.408	8961.850584
K70	-27092.113	-21186.976	88349.689920
K81	-27092.768	-21185.930	-8961.648390
大泉B6+70.000L	-27091.690	-21186.039	-88345.782630
		倍面積	4.109484
		面積	2.0547420
		地積	2.05 m <sup>2</sup>

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
 平成27年6月10日 東京都収用委員会

会長 池田 眞 朗

1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社  
 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線  
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在)

地番、地目及び地積等  
 4 土地所有者の氏名及び住所  
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日

別記のとおり

別記		裁決手続の開始を決定した土地			土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	別図の とおり
東京都練馬区東大泉二丁目	1053番1又は1056番1	宅地又は畑	330.57 m <sup>2</sup> 又は743	240.82 m <sup>2</sup> 不明部分	240.82 m <sup>2</sup> 不明部分	不明。ただし、 國府田桂一 (持分2分の1) 國府田弘子 (持分2分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号 東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	不明。ただし、 國府田桂一及び國府田弘子の所有地と確定すれば、 加藤憲明 (持分20分の6)	東京都練馬区三原台三丁目8番5号 東京都練馬区東大泉二丁目27番18号 東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	所有権一部移転返登 記上の権利 平成20年1月23日 受付第2058号 土地の使用貸借による権利 土地の使用貸借による権利 土地の使用貸借による権利	別図のとおり
						伴秀樹 (準共有持分5分の4) 伴奈津子 (準共有持分5分の1) 山村聡	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号 東京都練馬区東大泉二丁目27番18号 東京都杉並区久我山五丁目5番18号	三井住友トランス ト保証株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	抵当権 平成13年6月1日 受付第26215号	

(1/2)